

## 労務資材単価表（農業農村整備事業）等作成要領

### （目 的）

第1 この要領は、農業農村整備事業等に係る建設工事及び建設関連業務の積算に用いる設計単価等のうち、統一的に定める単価「労務資材単価表（農業農村整備事業）」等の決定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2 この要領において使用する用語は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「特別調査資料」とは、対象資材の流通価格を適切に把握できる調査等により作成したものをいう。
- (2) 「物価資料」とは、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」、「土木コスト情報（一般財団法人建設物価調査会発行）」及び「土木施工単価（一般財団法人経済調査会発行）」をいう。
- (3) 「見積資料」とは、資材単価等、市場単価及び土木工事標準単価を調査するために材料の製造者、商社等又は施工者から徴したものをいう。
- (4) 「市場単価」とは、材料費、労務費、機械経費等で構成される施工単位当たりの市場での取引価格をいう。
- (5) 「土木工事標準単価」とは、標準的な工法による施工単位当たりの工事費で、工事業者の施工実績に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算定した価格をいう。
- (6) 「資材単価等」とは、労務単価等、市場単価、土木工事標準単価以外の単価をいう。
- (7) 「地域資材単価」とは、特別調査資料、物価資料に基づき、県内統一的に定める単価をいう。
- (8) 「地区資材単価」とは、県内において、統一的に定めることが困難な資材について、特別調査資料、物価資料に基づき、県内を地域分割して、地域毎に定める単価をいう。

### （労務単価等）

第3 労務単価及び設計業務等の技術者単価（以下、「労務単価等」という。）は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 労務単価は、農林水産省及び国土交通省が実施している公共事業労務費調査に基づき、決定される公共工事設計労務単価（基準額）によるものとする。
- (2) 設計業務委託等の技術者単価は、農林水産省が定める基準日額によるものとする。

### （資材単価等の決定）

第4 資材単価等の決定方法は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 資材単価等は、特別調査資料、物価資料、見積資料の順で採用する。
- (2) 物価資料による場合は次の各号に定めるところによる。
  - (ア) 地域別価格が掲載されている場合は、当該地域の価格を採用するものとするものとし、掲載

が無い場合は、東京の価格を採用するものとする。

- (イ) 複数の物価資料に価格の記載がある場合は、原則として、掲載価格を平均した価格を採用する。ただし、物価資料のうち一方の資料のみに記載されている場合は、その価格を採用するものとする。
- (ウ) 公表価格で記載されている価格を採用する場合は、次の式により求めるものとする。なお、類似品目がない場合は、市況の取引の実態を反映させるものとする。

$$\text{採用価格} = (B / A) \times C$$

A：類似品目の定価又は公表価格

B：類似品目の実取引価格又は物価資料に記載されている実勢価格

C：当該品目の定価又は公表価格

- (3) 見積資料による場合は次の各号に定めるところによる。
  - (ア) 見積りは実勢価格を徴収するものとし、見積徴収対象者は、原則として5者以上から徴し、その平均価格または平均直下の価格を採用するものとする。
  - (イ) 見積価格の確認は前項(ウ)の規定を準用するものとし、この場合「定価又は公表価格」を「見積価格」に読み替えるものとする。
  - (ウ) 見積価格の端数処理は、切り捨てにより実数を物価資料の最小単位に一致させるものとする。

(市場単価及び土木工事標準単価の決定方法)

第5 市場単価及び土木工事標準単価は次のとおり定めるところによる。

- (1) 市場単価及び土木工事標準単価は物価資料による。
- (2) 物価資料価格の取扱いは第4(2)(ア)及び(イ)の規定を準用する。

(単価の制定及び改定)

第6 単価の制定及び改定は次のとおり定めるところによる。

- (1) 当該年度の単価の制定は4月1日とし、事業執行上必要な労務単価、資材単価、市場単価及び土木工事標準単価について定めるものとする。
- (2) 物価資料により単価を決定する資材単価等、市場単価及び土木工事標準単価（以下、「刊行物調査単価」という。）は、毎月改定することを原則とする。特別調査資料により単価を決定する資材単価等（以下、「特別調査単価」という。）は、四半期毎に改定することを原則とする。ただし、廃棄物処理費等は除くものとする。
- (3) 特別調査単価は、上記(2)によらず、当該単価と実勢価格に乖離が確認された場合に、改定を行うものとする。

(資材単価等、市場単価及び土木工事標準単価の調査)

第7 刊行物調査単価の調査時期は毎月とし、物価資料は制定または改定日の前月号または前月を含む季刊号を調査するものとする。特別調査単価の調査時期は別表によるものとする。ただし、特別調査単価と実勢価格に乖離が確認された場合は、これによらず調査を実施できるものとする。

(端数の調整方法)

第8 物価資料により平均価格を算出する場合の端数調整方法は、次の各項に定めるところによる。

- |   |             |
|---|-------------|
| 1 生コン (m <sup>3</sup> 当たり)                  | 円単位切り捨て     |
| 2 アスファルト合材 (t 当たり) ・骨材 (m <sup>3</sup> 当たり) | 50円単位切り捨て   |
| 3 鋼材・丸鋼 (t 当たり)                             | 500円単位切り捨て  |
| 4 PCより線・PC鋼棒 (kg 当たり) ・燃料 (L 当たり)           | 少数第2位以下切り捨て |
| 5 その他一般資材                                   |             |
| 価格1,000円未満                                  | 少数以下切り捨て    |
| 価格1,000円以上10,000円未満                         | 一の位切り捨て     |
| 価格10,000円以上                                 | 十の位切り捨て     |

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月27日から施行する。

別表

項目	改定日			
	4月1日制定	7月1日施行	10月1日施行	1月1日施行
特別調査資料	2月調査	5月調査	8月調査	11月調査